＜高度処理型浄化槽設置整備事業補助金交付手続フロー＞

１． 補助対象の確認　　　補助対象となるか，設置場所等について確認してください。

２． 放流許可・協議　　　放流先の事前協議等を行ってください。

３． 浄化槽設置の届出　　浄化槽明細書，または浄化槽設置届出書を提出してください。

　　　　　　　　　　　　 浄化槽を設置する場合，補助申請の有無にかかわらず必要です。

４． 補助金交付申請　　　申請書に次の書類を添付して申請してください。

□①申請書（様式第１号）

□②案内図，平面図，排水経路図

□③工事見積書（写）

□④建築確認書（写）又は浄化槽設置届け（写）

□⑤登録証（写）及び登録浄化槽管理票（Ｃ票）

□⑥保証登録証

□⑦浄化槽設備士免状（写）

□⑧浄化槽工事業の登録届出書（写）

□⑨浄化槽法第７条検査に係る検査手数料払込通知書（写）

□⑩放流同意書（放流を伴う場合）（写）

□⑪誓約書（様式第２号）→**※住所・指名・連絡先は自書**

５． 調査　　　　　　　（１）「税金の納入等に関する調査」

（２）「現地調査」

６．　交付決定　　　　　　審査後，「補助金交付決定通知書（様式第３号）」を送付します。

※変更がある場合は「変更承認申請書（様式第５号）」を提出

してください。

７．　設置工事　　　　　　当該年度の期間内に工事を完了してください。

８．　工事完了届　　　　　工事完了後，「工事完了届兼完成検査願」「チェックリスト」を

　　　　　　　　　　　　 提出してください。

９．　検査　　　　　　　　役場職員による完了検査を行います。

１０．「完成検査済証（様式第７号）」送付

１１．実績報告書提出　　　完成検査済証が届きましたら，次の書類を提出してください。

　　　　　　　　　　　　　□①実績報告書（様式第８号）

□②工事写真

□③浄化槽保守点検・清掃及び

法定検査委託契約書（標準契約書）（写）

□④工事完了平面図

□⑤工事請求書又は領収書（写）

□⑥既設単独処理浄化槽を撤去した場合は，

産業廃棄物管理票（A票）（写）

＊後日，産業廃棄物管理票（E票）

**※完了検査受験後の実績報告書提出期限は，令和７年２月末日までとなります。**

**期限を過ぎた場合補助金を交付することができない場合がございます。**

１２．「補助金確定通知書 (様式第９号)」送付

１３．「補助金交付請求書(様式第１０号)」「口座振込依頼書」提出

１４． 補助金交付（対象者に「補助金交付額確定通知」を送付します）